

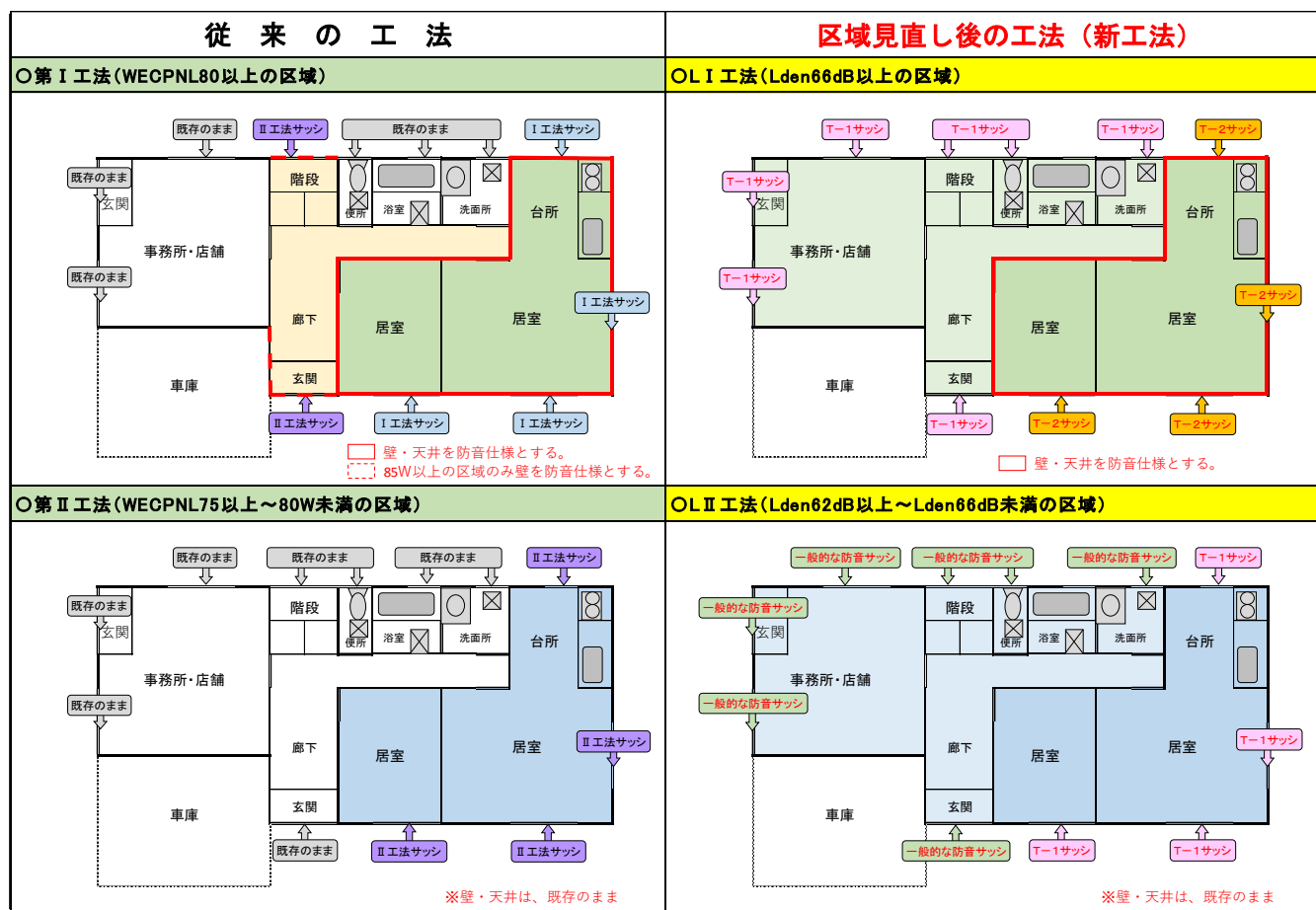
● 新しい対象区域の住宅防音工事は、新工法になります。

【新工法とは】

- 工事区分（L I 工法・L II 工法）により工事内容（壁・天井）は異なりますが、**家屋全体を対象とする「外郭防音工事」**で実施します。

なお、従来は工事の対象範囲ではなかった住宅に併設される**事務所・店舗部分についても、住宅部分との間に内部開口部がある場合は対象となります。**

- 補助金交付決定は、新区域適用日の令和9年10月1日以降となります。



※ 工法区分線等について、ご不明な点やご相談等があれば、東北防衛局コールセンター（0570-000-585）にお問い合わせ下さい。

工法区分が変更になる場合の取り扱いについて (第Ⅰ工法→Ⅱ工法、第Ⅱ工法→Ⅰ工法)

- 工法区分が変更となる地域で、「平成11年3月30日までに建築された住宅」や「平成29年9月30日までに防音工事が完了した住宅」については、従来の工法による防音工事（機能復旧工事）が可能となります。
- 従来の工法（第Ⅰ工法又は第Ⅱ工法）による防音工事（機能復旧工事）を希望される方は、従来の工法を希望する旨を記入の上、令和8年12月28日までに希望届を提出してください。希望届を提出された方に対しての補助金交付決定は、令和9年9月30日までにを行います。

住宅防音工事の内容（従来の工法）
(例: 木造系住宅の場合)

区 分	第Ⅰ工法	第Ⅱ工法	
施工対象区域	80WECPNL以上の第一種区域	75WECPNL以上80WECPNL未満の第一種区域	
計画防音量	25dB以上	20dB以上	
工事内容	屋根	在来のまま	
	天井	在来天井の一部を撤去し、防音天井に改造	原則として在来のまま。ただし、著しく防音上有害な亀裂、隙間等がある場合は有効な遮音工事を実施
	壁	在来壁を撤去し、防音壁に改造	
	外部開口部	防音サッシ（第Ⅰ工法用）の取付	防音サッシ（第Ⅱ工法用）の取付
	内部開口部	原則として在来のまま。ただし、襖、障子等についてはフラッシュ戸等に交換	
	床	原則として既存のまま	
	空気調和設備	換気装置及び冷暖房機等の設置 (換気装置は、防音工事を行う隣り合う2居室が引き戸で区切られている場合は2室で1台) (冷暖房機は、第Ⅰ工法の場合最大4台まで、第Ⅱ工法の場合最大2台まで)	
その他	防音工事に伴う必要な工事		

※ 工法区分の変更地域は、別紙の「区域見直しに伴う工法区分線の変更地域について」を参考にしてください。

区域見直しに伴う工法区分線の変更地域について

工法区分が従来の第Ⅰ工法から新たなⅡ工法になる地域（全部）

【三沢市】

淋代1丁目、淋代2丁目

【東北町】

字南谷地

工法区分が従来の第Ⅰ工法から新たなⅡ工法になる地域（一部）

【三沢市】

五川目4丁目、淋代4丁目、字淋代平

【東北町】

字立野、字沼端、字山添、上北南1丁目、旭南1丁目、
旭南2丁目、旭南3丁目、旭南4丁目

工法区分が従来の第Ⅱ工法から新たなⅠ工法になる地域（全部）

【三沢市】

岡三沢3丁目、下久保1丁目、下久保2丁目

工法区分が従来の第Ⅱ工法から新たなⅠ工法になる地域（一部）

【三沢市】

幸町1丁目、幸町3丁目、鹿中1丁目、鹿中2丁目、
鹿中3丁目、鹿中4丁目、平畑1丁目、堀口1丁目、
堀口3丁目、緑町1丁目、緑町3丁目、字大津、字下久保、
字園沢、字中平、字猫又、字堀口、字南山

【東北町】

字井尻、字榎谷地、字天ヶ森

※ 詳細図は東北防衛局ホームページに掲載

こちら
→

